

# 届出対象となる行為の規模

## (1) 景観計画区域

区 分		一般地域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		高さ13m超 又は 建築面積1,000㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	高さ13m超 又は 築造面積1,000㎡超
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ13m超
	③その他の工作物	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	都市計画区域 : 2,000㎡超	
	都市計画区域外	準都市計画区域 : 3,000㎡超 その他の区域 : 10,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	都市計画区域 : 水平投影面積1,000㎡超	
	都市計画区域外	準都市計画区域 : 水平投影面積3,000㎡超 その他の区域 : 水平投影面積10,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	都市計画区域 : 堆積物の高さ2.0m超、又は水平投影面積1,000㎡超	
	都市計画区域外	準都市計画区域 : 水平投影面積3,000㎡超 その他の区域 : 水平投影面積3,000㎡超
水面の埋立て		—

(2) 特定景観形成地域

区 分	バッファゾーン	国道311号等沿道	その他の地域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全ての行為	全ての行為	高さ13m超 又は 延べ面積500㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	全ての行為	高さ13m超 又は 築造面積 1,000㎡超
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	全ての行為	高さ13m超
	③その他の工作物	全ての行為	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	全ての行為	全ての行為	水平投影面積 2,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為	全ての行為	水平投影面積 2,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為	全ての行為	水平投影面積 2,000㎡超
水面の埋立て	全ての行為	—	—

(3) 田辺中心市街地特定景観形成地域

区 分		近代的街並み 修景ゾーン	歴史的街並み 修景ゾーン	界隈的賑わい 修景ゾーン
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		高さ13m超 又は 延べ面積500㎡超	高さ13m超 又は 延べ面積300㎡超	高さ13m超 又は 延べ面積500㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	高さ13m超 又は 築造面積1,000㎡超	高さ13m超 又は 築造面積300㎡超	全ての行為
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ13m超		全ての行為
	③その他の工作物	高さ13m超		全ての行為
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		—	水平投影面積 1,000㎡超	—
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		—	水平投影面積 1,000㎡超	—
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		堆積物の高さ2.0m超、又は水平投影面積1,000㎡超		

(4) 景観形成重点地区

区 分	熊野本宮大社地区	鬮雞神社地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全ての行為	全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの</li> <li>・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの</li> <li>・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの</li> <li>・太陽光発電施設</li> </ul> </li> <li>②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</li> <li>③その他の工作物</li> </ul>	全ての行為	全ての行為
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	全ての行為	全ての行為
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為	全ての行為
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為	全ての行為
水面の埋立て	全ての行為	全ての行為